

株 主 各 位

東京都港区芝浦四丁目2番8号

日比谷総合設備株式会社

代表取締役社長 木 村 信 也

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年6月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目4番1号
グランパーク プラザ4Fホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第43期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第43期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

<株主提案（第6号議案及び第7号議案）>

- 第6号議案 剰余金追加配当の件
- 第7号議案 自己株式取得の件
- 株主提案（第6号議案及び第7号議案）にかかる議案の要領は、後記「株主総会参考書類」（48頁から50頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.hibiya-eng.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

〔平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで〕

1. 企業集団の事業の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、当初堅調な企業業績の回復を背景に設備投資が増加し、雇用環境の改善に伴って個人消費も伸びを見せるなど、緩やかな回復基調にありました。

しかし、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融市場の混乱や、資源価格の高騰とその影響による物価上昇によって、経済全体が先行き不透明な状況で推移しております。

建設業界におきましては、増加基調にあった民間建設投資が改正建築基準法施行による着工時期の延期により大幅に減少し、さらに継続的な公共投資の抑制と、建設資材や外注費・労務費の高騰の影響を受けるなど、一段と厳しい経営環境で推移いたしました。

このような状況のもとで当社グループは、採算性を重視した受注による収益力の強化と、安全品質の向上を重視した施工管理に取り組んでまいりました結果、受注工事高につきましては、前連結会計年度比3.0%増の576億72百万円となりました。なお、主体の設備工事業における受注工事高の構成比は、空調工事49.0%、衛生工事27.3%、電気工事23.7%であります。主な受注工事は、

(仮称)後楽二丁目西地区第一種市街地再開発事業施設建築物新築(機械設備)工事、独立行政法人国立病院機構埼玉病院新築整備工事(機械)、アーバン茶屋町プロジェクト衛生設備工事、森地区新構想高等学校(仮称)PFI事業設備工事、沖縄糸満リゾートホテルプロジェクト(衛生)工事であります。

売上高につきましては、前連結会計年度比8.5%減の612億22百万円となりました。そのうち設備工事業における完成工事高の構成比は、空調工事50.2%、衛生工事27.4%、電気工事22.4%であります。主な完成工事は、グラントウキョウサウスタワー新築衛生設備工事、ステーションガーデンタワー新築空調・衛生設備工事、三田警察署新築空調設備工事、グランドメゾン星が丘山手新築衛生設備工事、スーク海浜幕張新築空調・衛生・電気設備工事であります。

この結果、次連結会計年度への繰越工事高は、前連結会計年度比15.9%増の316億73百万円となりました。

利益につきましては、持分法による投資利益の計上等により、経常利益は前連結会計年度比12.5%増の24億35百万円となりました。当期純利益は、前連結会計年度比33.3%減の9億4百万円となりました。

なお、セグメント別の業績は次のとおりであります。

① 設備工事業

完成工事高は507億74百万円（前連結会計年度比11.7%減）、営業利益は2億89百万円（前連結会計年度比52.4%減）となりました。

② 設備機器販売事業

売上高は78億94百万円（前連結会計年度比13.4%増）、営業利益は2億23百万円（前連結会計年度比34.9%増）となりました。

③ その他の事業

売上高は25億52百万円（前連結会計年度比6.2%増）、営業利益は1億28百万円（前連結会計年度比131.2%増）となりました。

(2) 部門別の受注工事高、完成工事高等、繰越工事高

(単位：百万円)

区 分		前期繰越工事高	当期受注工事高	当期完成工事高等	次期繰越工事高
設 備 工 事 事 業	空 調 工 事	13,562	27,019	25,470	15,110
	衛 生 工 事	11,405	15,042	13,933	12,514
	電 気 工 事	2,361	13,058	11,370	4,048
	小 計	27,328	55,119	50,774	31,673
設備機器販売事業		—	—	7,894	—
その他の事業		—	2,552	2,552	—
合 計		27,328	57,672	61,222	31,673

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 40 期 (平成16年度)	第 41 期 (平成17年度)	第 42 期 (平成18年度)	第43期(当期) (平成19年度)
受 注 工 事 高(百万円)	50,057	54,593	55,991	57,672
完 成 工 事 高 等(百万円)	54,065	62,771	66,898	61,222
経 常 利 益(百万円)	1,143	1,716	2,165	2,435
当 期 純 利 益(百万円)	921	1,013	1,355	904
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	24.55	26.25	37.27	24.86
総 資 産 (百万円)	74,211	84,128	81,033	75,085
純 資 産 (百万円)	49,887	52,837	54,464	52,289
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	1,388.28	1,452.01	1,462.94	1,412.46

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を控除した株式数を用いております。
2. 第42期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
3. 長期大型工事(請負金額10億円以上、工期12ヶ月以上、進捗率30%以上の工事)の収益計上処理については、工事進行基準を採用していましたが、受注工事の小型化傾向が強まり、今後もその傾向が継続すると見込まれること、また、四半期開示制度の定着に鑑み、より適切な情報開示を行うため、第42期より工事進行基準の適用基準を請負金額1億円以上、工期12ヶ月超、進捗率30%以上に変更しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 40 期 (平成16年度)	第 41 期 (平成17年度)	第 42 期 (平成18年度)	第43期(当期) (平成19年度)
受 注 工 事 高(百万円)	47,669	51,794	53,128	54,690
完 成 工 事 高(百万円)	45,284	52,177	57,072	50,347
経 常 利 益(百万円)	551	1,006	1,411	1,644
当 期 純 利 益(百万円)	370	540	849	402
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	10.10	13.88	23.25	11.01
総 資 産(百万円)	55,423	64,437	61,211	53,702
純 資 産(百万円)	37,481	39,880	39,818	37,071
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,039.15	1,091.74	1,088.93	1,022.40

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を控除した株式数を用いております。
2. 第42期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
3. 長期大型工事（請負金額10億円以上、工期12ヶ月以上、進捗率30%以上の工事）の収益計上処理については、工事進行基準を採用しておりましたが、受注工事の小型化傾向が強まり、今後もその傾向が継続すると見込まれること、また、四半期開示制度の定着に鑑み、より適切な情報開示を行うため、第42期より工事進行基準の適用基準を請負金額1億円以上、工期12ヶ月超、進捗率30%以上に変更しております。

(4) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(6) 主要な借入先（平成20年3月31日現在）

特記すべき事項はありません。

(7) 企業集団が対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界経済が減速する見通しの中、堅調に推移してきたわが国の経済も予断を許さない状況が続くものと思われま

す。建設業界におきましては、減速経済による先行き不透明感が払拭できない状況になってきていることに加え、公共投資の抑制と、建設資材等の高騰が収束を見せないため、さらに厳しい経営環境が予測されます。

このような環境のもと、第43期にスタートいたしました、既存事業の収益基盤固めと新規事業の成長戦略を柱とする「第3次中期経営計画《2007.4～2011.3》」の目標達成により、ステークホルダーの皆様方に成果の還元を行うべく、当社グループは総力を挙げて取り組んでまいります。併せて、このたび制定いたしましたブランドメッセージである「時代にまっすぐ、技術にまじめです。」を強く意識した品質管理等に全力を尽くし、社業の発展に邁進する所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなにとぞ格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(8) 主要な事業内容（平成20年3月31日現在）

当社グループは、当社、子会社の日比谷通商株式会社、ニッケイ株式会社及び持分法適用関連会社の日本メックス株式会社で構成され、空調設備、電気設備、衛生設備等の計画、設計、監督並びに施工を行う設備工事事業と、これら設備工事に係る機器の販売等を行う設備機器販売事業を主な内容として事業活動を展開しております。

当社グループの事業に係る位置付け及び事業の種類別セグメントとの関連は、次のとおりであります。

① 設備工事事業

当社は、総合設備工事事業を営んでおり、子会社であるニッケイ株式会社は、設備機器の製造と設備工事の施工を行っております。

また、持分法適用関連会社である日本メックス株式会社は、建物全体の保守・維持管理と工事の中で設備工事の施工も行っております。

② 設備機器販売事業

子会社である日比谷通商株式会社が設備機器の販売及びメンテナンスを行っております。

③ その他の事業

子会社であるニッケイ株式会社が設備機器の製造及び販売を行っております。

(9) 従業員の状況 (平成20年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
設備工事事業	735
設備機器販売事業	62
その他の事業	71
合計	868

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
725	7名増	42.8歳	18.1年

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数は社員及び常勤顧問、常勤嘱託の員数で、非常勤顧問等10名、臨時雇
用者4名は含まれておりません。

(10) 重要な子会社の状況 (平成20年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
日比谷通商株式会社	75百万円	69.00%	建築設備機器類の販売及びメンテナンス
ニッケイ株式会社	78百万円	48.08%	建築設備機器類の製造及び販売

(11) 主要な事業所 (平成20年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社	東京都港区芝浦四丁目2番8号
東京本店	東京都港区芝浦三丁目4番1号
支店	札幌支店 (札幌市) 東北支店 (仙台市)
	横浜支店 (横浜市) 名古屋支店 (名古屋市)
	北陸支店 (金沢市) 大阪支店 (大阪市)
	四国支店 (松山市) 広島支店 (広島市)
	九州支店 (福岡市)

② 子会社の主要な事業所

日比谷通商株式会社	本社：東京都港区
ニッケイ株式会社	本社：東京都品川区

2. 株式の状況 (平成20年3月31日現在)

(1) 株式数及び株主数

発行可能株式総数	発行済株式の総数	株主数
96,500,000株	37,000,309株	3,210名

(注) 会社法第178条の規定に基づき、平成20年3月10日をもって、自己株式の消却を行いましたので、発行済株式の総数は、前期末に比して1,000,000株減少しております。

(2) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,635,000株	4.51%
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社	1,371,000	3.78
クレディスイスユーロビービー クライアント エスエフピー ブイエル	1,297,000	3.58
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロープライス ストック ファンド	1,134,000	3.13
日比谷総合設備取引先持株会	1,126,660	3.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社百十四銀行口)	900,000	2.48
株式会社 三井住友銀行	853,996	2.36
株式会社 みずほコーポレート銀行	853,099	2.35
財団法人 電気通信共済会	838,648	2.31
第一生命保険相互会社	818,000	2.26

(注) 1. 大株主上位10名を記載しております。
 2. 出資比率は自己株式740,723株を控除して計算しております。
 3. ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピーは、平成19年12月12日付で大量保有報告書の変更報告書を提出していますが、平成20年3月31日現在、株式の名義人その他が確認できないため、上記大株主には含めておりません。

なお、同社の大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者 ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピー
 保有株式数 3,602,000株 (発行済株式総数の9.48%)

(3) その他株式に関する重要な事項

定款授権に基づく取締役会決議による自己株式の取得

普通株式	323,000株
------	----------

取得価額の総額	259百万円
---------	--------

取得を必要とした理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため。

3. 新株予約権等に関する事項（平成20年3月31日現在）

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他の新株予約権等に関する重要な事項

平成15年6月27日開催の第38回定時株主総会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数 302個
- ・新株予約権の目的である株式の種類、数
普通株式 302,000株
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使時の払込金額
1株につき796円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成17年7月1日から平成20年6月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
任期满了による退任及び定年退職後の権利行使は可能
権利の相続は不可能
譲渡・質入は禁止

4. 会社役員 の 状 況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成20年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	木 村 信 也	社長執行役員 東京本店長
代表取締役副社長	宇 垣 義 昭	副社長執行役員 企画部、総務部、財務部、I R・ 広報室、考査室、C S R推進室 統括
取 締 役	久保田 敏 也	常務執行役員 東京本店副本店長 同 都市設備本部長 工事統括担当 東京本店L C推進部担当 同 原価管理部担当
取 締 役	渥 美 静 夫	常務執行役員 大阪支店長 西日本事業推進本部長
取 締 役	篠 田 易 男	常務執行役員 企画部長 営業統括担当 新規事業開発室担当
取 締 役	加 藤 敏	執行役員 名古屋支店長
取 締 役	福 木 盛 男	執行役員 東京本店副本店長 同 N T T本部長 安全品質推進担当
取 締 役	上 村 安 而	執行役員 東京本店統括部長
取 締 役	岩 田 英 昭	
取 締 役	鎮 西 俊 一	石田・鎮西法律事務所 弁護士
常勤監査役	安 田 健	
監 査 役	松 崎 和 臣	
監 査 役	松 本 充 弘	
監 査 役	佐 藤 誠	共立建設株式会社代表取締役社長

- (注) 1. 取締役岩田英昭氏、鎮西俊一氏はいずれも会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役安田 健氏、同佐藤 誠氏はいずれも会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役安田 健氏は金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (2名)	170百万円 (4百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (1名)	16百万円 (12百万円)
合 計	13名	186百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第41回定時株主総会において年額220百万円以内（執行役員兼務取締役の執行役員分の給与を含む。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第41回定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、以下のものも含まれております。
- 当事業年度に係る役員賞与支給予定額
- 取 締 役 8名 10百万円
- 当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額
- 取 締 役 10名 19百万円
- 監 査 役 3名 1百万円（うち社外監査役 1名 1百万円）
5. 上記のほか、平成19年6月28日開催の第42回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- 退任取締役 2名 11百万円
- 退任監査役 1名 17百万円

(3) 社外役員に関する事項（平成20年3月31日現在）

- ① 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係

監査役佐藤 誠氏は、共立建設株式会社の代表取締役を兼任しており、同社は当社との間に工事請負等の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	岩 田 英 昭	当事業年度中に開催の取締役会11回のうち、11回に出席しており、当社の経営に対し、適宜有益な意見を述べております。
社 外 取 締 役	鎮 西 俊 一	当事業年度中に開催の取締役会11回のうち、11回に出席しており、弁護士としての専門的な見地から適宜有益な意見を述べております。
社 外 監 査 役	安 田 健	監査役就任以降に開催の取締役会9回のうち9回、監査役会9回のうち9回に出席しており、常勤監査役として適宜質問を行い、意見を述べております。
社 外 監 査 役	佐 藤 誠	当事業年度中に開催の取締役会11回のうち9回、監査役会12回のうち10回に出席しており、他企業の経営者としての見地から適宜質問を行い、意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 あずさ監査法人

(2) 報 酬 等 の 額

	支 払 額
当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、内部統制プロジェクトに関する助言・指導業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、当社都合の場合の他、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制について取締役会で決議した内容は次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人等の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制にかかる規定を制定し、役員及び従業員が法令・定款及び当社の行動指針を遵守した行動をとるための行動規範を定める。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役員及び従業員に教育を行う。考査室は総務部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義ある行為について役員及び従業員等が直接情報提供を行う手段として「日比谷ホットライン」を活用する。
- ② 反社会的勢力からの不当な要求に対しては組織として毅然と対応し、一切の関係を遮断する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、保存する。取締役及び監査役は常時、これらの文書を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、取引先との契約時におけるリスク回避のための「受注審査基準」、投資案件を審議する「投資等事前審議会」、資金運用を安全に実施するための「資金運用基準」、職場のセクハラ・パワハラ防止のための「ヘルプライン」、その他「インサイダー取引規程」等を設けリスク対策を講じている。今後は、これら施策を充実するとともに、コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて規則等を制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。当社内の横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部及び考査室が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- ① 業務執行の合理化と責任の所在を明らかにするため、コーポレートガバナンスの理念に基づく取締役会規程、組織規程、職務権限規程を定める。
- ② 執行役員を構成員とする経営会議の設置
- ③ 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく年度事業計画の策定と、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施

- ④ 経営会議及び取締役会による月次業績の検討と改善策の実施
- (5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 各子会社の内部統制を担当する部署を企画部及び財務部とし、他の内部統制主管部と連携し各子会社における内部統制の実効性を高める施策を実施すると共に必要な各子会社への指導・支援を実施する。
 - ② 当社取締役、本・支店長及び各子会社の社長は各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
 - ③ 当社の考査室は、当社及び各子会社の内部監査を実施し、その結果を企画部及び財務部の担当取締役及び監査役に報告し、企画部及び財務部は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- (6) 監査役がその補助すべき使用人等を置くことを求めた場合における当該使用人等に関する体制並びにその使用人等の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役は、考査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役、考査室長の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役、執行役員及び従業員は、監査役に対して、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について報告するものとする。重要事項にはコンプライアンスに関する事項、リスクに関する事項、その他内部統制に関する事項及び「日比谷ホットライン」による通報の状況を含むこととする。
 - ② 取締役は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見した場合は速やかに監査役会に報告することとする。
 - ③ 監査役は経営会議に出席することとする。
- (8) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
 - ② 取締役は、監査役が職務遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備する。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	39,919	流 動 負 債	22,076
現金預金	9,832	支払手形及び工事未払金等	18,523
受取手形及び完成工事未収入金等	23,057	短期借入金	780
有価証券	2,608	未払法人税等	573
未成工事支出金等	2,450	未成工事受入金	992
繰延税金資産	474	賞与引当金	622
その他	1,522	完成工事補償引当金	38
貸倒引当金	△ 27	工事損失引当金	15
		その他	530
固 定 資 産	35,165	固 定 負 債	719
有形固定資産	666	繰延税金負債	125
建物・構築物	350	退職給付引当金	460
土地	174	役員退職慰労引当金	119
その他	140	その他	14
無形固定資産	145	負 債 合 計	22,796
投資その他の資産	34,353	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	28,349	株 主 資 本	49,158
長期貸付金	36	資 本 金	5,753
長期保険等掛金	2,837	資 本 剰 余 金	5,931
繰延税金資産	277	利 益 剰 余 金	38,075
その他	2,968	自 己 株 式	△ 602
貸倒引当金	△ 115	評価・換算差額等	1,842
		その他有価証券評価差額金	1,842
資 産 合 計	75,085	少 数 株 主 持 分	1,288
		純 資 産 合 計	52,289
		負 債 純 資 産 合 計	75,085

連結損益計算書

〔自 平成19年4月1日〕
〔至 平成20年3月31日〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
完成工事高等		61,222
完成工事原価等		54,853
完成工事等総利益		6,368
販売費及び一般管理費		5,702
営業利益		666
営業外収益		
受取利息	259	
受取配当金	210	
持分法による投資利益	1,117	
その他の	222	1,809
営業外費用		
支払利息	18	
有価証券売却損	6	
その他の	16	40
経常利益		2,435
特別利益		
投資有価証券売却益	138	
貸倒引当金戻入益	8	147
特別損失		
投資有価証券評価損	694	
たな卸資産廃棄損	6	
土地売却損	2	703
税金等調整前当期純利益		1,879
法人税、住民税及び事業税	634	
法人税等調整額	231	865
少数株主利益		110
当期純利益		904

連結株主資本等変動計算書

〔自 平成19年 4月 1日〕
〔至 平成20年 3月 31日〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本					評価・換算 差 額 等 その他有価証券 評価差額金	少数株主持分	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
平成19年3月31日 残高	5,753	5,931	38,523	△1,153	49,055	4,217	1,191	54,464
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当			△ 548		△ 548			△ 548
当期純利益			904		904			904
自己株式の取得				△ 279	△ 279			△ 279
自己株式の処分			△ 3	30	27			27
自己株式の消却			△ 800	800	—			—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)						△2,375	97	△ 2,278
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△ 447	551	103	△2,375	97	△ 2,174
平成20年3月31日 残高	5,753	5,931	38,075	△ 602	49,158	1,842	1,288	52,289

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社（2社）を連結しております。

連結子会社名	日比谷通商株式会社
	ニッケイ株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

関連会社（1社）に関する投資について、持分法を適用しております。

持分法適用の関連会社名、並びに持分法非適用の関連会社名は次の通りであります。

持分法適用の関連会社名	日本メックス株式会社
	海浜幕張ディベロップメント合同会社を営業者とする匿名組合
	なお、海浜幕張ディベロップメント合同会社を営業者とする匿名組合は当社との匿名組合契約の終了に伴い、重要性がなくなったため、当連結会計年度末より持分法の適用から除外しております。
持分法非適用の関連会社名	岐阜大学総合研究棟SPC株式会社
	三条ユニバーシティーハウス株式会社
	イー・エス遠州の森株式会社

上記の持分法非適用の関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）によっております。

時価のないもの……………総平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

未成工事支出金等……………未成工事支出金の評価は個別法による原価法によっております。また、連結子会社のたな卸資産は個別法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当連結会計年度から、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

当連結会計年度から、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

- ② 無形固定資産……………定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金……………従業員賞与の支給に備えて、支給見込額基準相当額を計上しております。

- ③ 完成工事補償引当金……………完成工事に対する瑕疵担保補償の費用に備えるため、過去の実績を基礎に将来の見込を加味して計上しております。

- ④ 工事損失引当金……………受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

- ⑤ 退職給付引当金……………従業員への退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した連結会計年度から費用処理することとしております。
 また、執行役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金……………当社及び連結子会社は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 完成工事高の計上基準……………完成工事高の計上は工事完成基準によっておりますが、長期大型工事（請負金額1億円以上、工期12ヶ月超、進捗率30%以上の工事）については、工事進行基準によっております。なお、工事進行基準によった完成工事高は5,371百万円であります。

② 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価は部分時価評価法によっております。

連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,629百万円 |
| 2. 関連会社に対するもの | |
| 投資有価証券（株式） | 12,123百万円 |
| 匿名組合出資金 | 1,154百万円 |
| 3. 偶発債務 | |

当社は、過去に施工した設備工事（平成18年完成 請負金額162百万円）の瑕疵を理由に、当該工事の発注者から工事代金の内一部の支払を保留されている件について、中央建設工事紛争審査会に調停の申立てを行っております。なお、現時点では調停の結果を予測することはできません。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
普通株式	38,000,309	—	1,000,000	37,000,309

(注) 減少は、自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
普通株式	1,585,250	345,299	1,038,064	892,485

(注) 1 増加は、自己株式の取得による増加323,000株、単元未満株式の買取による増加22,299株であります。

2 減少は、自己株式の消却による減少1,000,000株、ストック・オプションの行使による減少37,000株及び単元未満株式の買増請求による売渡しによる減少1,064株であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	274	7.50	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年11月14日 取締役会	普通株式	274	7.50	平成19年9月30日	平成19年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成20年6月27日開催予定の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	634	17.50	平成20年3月31日	平成20年6月30日

4. 新株予約権等に関する事項

区 分	内 訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高 (百万円)
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	379,000	—	77,000	302,000	—

(注) 減少は、ストック・オプションの行使による減少37,000株、新株予約権の行使期間満了に伴う権利失効40,000株であります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,412円46銭
1 株当たり当期純利益	24円86銭

その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	31,226	流動負債	16,151
現金預金	6,434	支払手形	1,571
受取手形	928	工事未払金	12,276
完成工事未収入金	17,479	未払法人税等	412
有価証券	2,608	未成工事受入金	992
未成工事支出金	1,919	賞与引当金	485
繰延税金資産	406	完成工事補償引当金	38
未収入金	1,092	工事損失引当金	15
その他	373	その他	358
貸倒引当金	△ 16	固定負債	479
固定資産	22,475	退職給付引当金	382
有形固定資産	591	役員退職慰労引当金	81
建物	332	その他	14
構築物	3	負債合計	16,630
工具器具	4	(純資産の部)	
備品	77	株主資本	35,367
土地	174	資本金	5,753
無形固定資産	138	資本剰余金	5,931
ソフトウェア	120	資本準備金	5,931
その他	17	利益剰余金	24,273
投資その他の資産	21,745	利益準備金	1,270
投資有価証券	15,673	その他利益剰余金	23,003
関係会社株式	313	土地圧縮積立金	1
長期貸付金	33	配当準備積立金	320
長期保証金	604	別途積立金	21,370
破産債権、更生債権等	77	繰越利益剰余金	1,311
長期前払費用	52	自己株式	△ 591
繰延税金資産	248	評価・換算差額等	1,704
長期保険等掛金	2,823	その他有価証券評価差額金	1,704
匿名組合出資金	1,154	純資産合計	37,071
長期預金	800	負債純資産合計	53,702
その他	72		
貸倒引当金	△ 107		
資産合計	53,702		

損 益 計 算 書

〔自 平成19年 4月 1日〕
〔至 平成20年 3月 31日〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
完 成 工 事 高		50,347
完 成 工 事 原 価		46,024
完 成 工 事 総 利 益		4,322
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,116
営 業 利 益		206
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	252	
受 取 配 当 金	227	
匿 名 組 合 投 資 利 益	762	
そ の 他	217	1,460
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2	
有 価 証 券 売 却 損	6	
そ の 他	13	21
経 常 利 益		1,644
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	138	138
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	694	694
税 引 前 当 期 純 利 益		1,089
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	460	
法 人 税 等 調 整 額	226	687
当 期 純 利 益		402

株主資本等変動計算書

〔自 平成19年4月1日〕
〔至 平成20年3月31日〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本										株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 金 剰 余	利 益 剰 余 金							自 己 株 式 剰 余 計	
		資 本 金 準 備	利 益 準 備	そ の 他 利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 計		
				土 地 積 立	地 縮 立	配 当 積 立	当 備 積 立	別 当 積 立			
平成19年3月31日 残高	5,753	5,931	1,270	1	320	21,370	2,261	25,223	△1,142	35,765	
事業年度中の変動額											
剰余金の配当							△ 548	△ 548		△ 548	
当期純利益							402	402		402	
自己株式の取得									△ 279	△ 279	
自己株式の処分							△ 3	△ 3	30	27	
自己株式の消却							△ 800	△ 800	800	-	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	△ 949	△ 949	551	△ 398	
平成20年3月31日 残高	5,753	5,931	1,270	1	320	21,370	1,311	24,273	△ 591	35,367	

	評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	
平成19年3月31日 残高	4,053	39,818
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△ 548
当期純利益		402
自己株式の取得		△ 279
自己株式の処分		27
自己株式の消却		-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△2,348	△ 2,348
事業年度中の変動額合計	△2,348	△ 2,746
平成20年3月31日 残高	1,704	37,071

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式…総平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法によって
おります。（評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの……………総平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……………個別法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
(会計方針の変更)

法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当事業年度から、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

当事業年度から、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産……………定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金……………従業員賞与の支給に備えて、支給見込額基準相当額を計上しております。
- (3) 完成工事補償引当金……………完成工事に対する瑕疵担保補償の費用に備えるため、過去の実績を基礎に将来の見込を加味して計上しております。
- (4) 工事損失引当金……………受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
 数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した期より費用処理することとしております。
 また、執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (6) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えて内規に基づく期末要支給額を計上しております。
4. リース取引の処理方法
 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 完成工事高の計上基準……………完成工事高の計上は工事完成基準によっておりますが、長期大型工事（請負金額1億円以上、工期12ヶ月超、進捗率30%以上の工事）については、工事進行基準によっております。なお、工事進行基準によった完成工事高は5,371百万円であります。
- ② 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,197百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権、債務 | |
| 短期金銭債権 | 38百万円 |
| 短期金銭債務 | 1,510百万円 |
| 長期金銭債権 | 31百万円 |

3. 偶発債務

当社は、過去に施工した設備工事（平成18年完成 請負金額162百万円）の瑕疵を理由に、当該工事の発注者から工事代金の内一部の支払を保留されている件について、中央建設工事紛争審査会に調停の申立てを行っております。なお、現時点では調停の結果を予測することはできません。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	752百万円
仕 入 高	4,688百万円
その他の営業取引高	74百万円
営業取引以外の取引高	806百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普 通 株 式	1,433,488	345,299	1,038,064	740,723

- (注) 1 増加は、自己株式の取得による増加323,000株、単元未満株式の買取による増加22,299株であります。
- 2 減少は、自己株式の消却による減少1,000,000株、ストック・オプションの行使による減少37,000株及び単元未満株式の買増請求による売渡しによる減少1,064株であります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
有価証券評価損	557
未払事業税等	48
賞与引当金	197
退職給付引当金	985
預託金評価損	28
役員退職慰労引当金	39
その他有価証券評価差額金	331
その他	319
繰延税金資産小計	2,509
評価性引当額	△ 359
繰延税金資産合計	2,149
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,421
その他	△ 73
繰延税金負債合計	△1,494
繰延税金資産の純額	654

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.7	%
(調整)		
永久に損金に算入されない項目	4.3	
永久に益金に算入されない項目	△ 3.2	
住民税均等割等	4.8	
評価性引当額	19.0	
その他	△ 2.5	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	63.1	

リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

取得価額相当額	
車 両 運 搬 具	18百万円
備 品	126百万円
合 計	145百万円
減価償却累計額相当額	
車 両 運 搬 具	9百万円
備 品	64百万円
合 計	74百万円
期末残高相当額	
車 両 運 搬 具	8百万円
備 品	61百万円
合 計	70百万円
- 未経過リース料期末残高相当額

1 年 内	30百万円
1 年 超	51百万円
合 計	82百万円
- 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支 払 リ ー ス 料	39百万円
減 価 償 却 費 相 当 額	32百万円
支 払 利 息 相 当 額	5百万円
- 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	佐藤 誠	—	当社監査 役共立建 設株式会 社代表取 締役社長	直接 —	—	—	設備工事 の受注	1,493	完成工事 未収入金	821

- (注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般取引先と同様であります。
 2 共立建設(株)との取引はいわゆる第三者のための取引であります。
 3 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	日比谷通商 株式会社	(資本金) 75	設備機器 販売事業	直接69.0	兼任 1人	設備機器 等の仕入	設備工事 の受注	3	—	—
							設備機器 の仕入等	3,796	工事未払金	1,187
子会社	ニッケイ株 式会社	(資本金) 78	設備工事 事業その 他の事業	直接48.1	—	設備機器 の仕入 及び設備 工事等 の受注	設備工事 の受注	2	完成工事 未収入金	1
							建物の貸 賃	19	—	—
							設備機器 の仕入等	703	工事未払金	236
関連会社	日本メック ス株式会社	(資本金) 120	設備工事 事業	直接38.7	兼任 1人	設備工事 の発注等	設備工事 の受注	65	完成工事 未収入金	30
							設備工事 の発注等	264	工事未払金	85
関連会社	海浜幕張デ ィベロップ メント同 会社を 営業者とする 匿名組合	(出資金) 870	不動産の 取得、保有 及び処分等 の事業	直接45.0	—	設備工事 の受注	設備工事 の受注	680	—	—
							匿名組合 投資利益	762	匿名組合 出資金	1,154

- (注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般取引先と同様であります。
 2 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。(匿名組合出資金を除く)

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,022円40銭
1株当たり当期純利益	11円1銭

その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年5月9日

日比谷総合設備株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 伊 藤 晶 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 石 川 誠 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 野 島 透 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日比谷総合設備株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日比谷総合設備株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年5月9日

日比谷総合設備株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	伊 藤	晶 ㊟
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	石 川	誠 ㊟
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	野 島	透 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日比谷総合設備株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、考査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月13日

日比谷総合設備株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役)	安	田	健	印
監査役	松	崎	和臣	印
監査役	松	本	充弘	印
監査役(社外監査役)	佐	藤	誠	印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

＜会社提案（第1号議案から第5号議案まで）＞

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題として位置付け、長期にわたり安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、安定した配当の継続等、経営実態を勘案した成果の配分を行うことを基本方針としております。

当事業年度につきましては、平成19年11月2日をもって東京証券取引所への株式上場30周年を迎えたことから、これまでご支援いただきました株主の皆様へ感謝の意を表するため、次のとおりとさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円50銭に上場30周年記念配当金1株につき10円を加え、合計1株につき金17円50銭とさせていただきます。

なお、この場合の配当総額は634,542,755円となります。

また、当社は中間配当金として1株につき7円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき25円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備え、当社の事業目的を変更・追加するものであります。
- (2) 株主の権利行使に際しての手続きについて、株式取扱規程に定めることができるよう、現行定款第13条に所要の変更を行うものであります。
- (3) 経営環境の変化に迅速に対応し、任期における経営責任の明確化を図るため、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮することとし、これに伴い現行定款第22条に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 空気調整装置工事	(1) 空気調整装置工事
(2) 電気設備工事並びに通信設備工事	(2) 電気設備工事並びに通信設備工事
(3) 給排水その他衛生設備工事	(3) 給排水その他衛生設備工事
(4) 建築並びに土木の設計及び工事	(4) 建築並びに土木の設計及び工事
(5) 機械器具設置工事	(5) 機械器具設置工事
(6) 不動産の売買及び管理	(6) 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理
(7) 建築設備、環境衛生関係機器の製造及び販売	(7) 建築設備、環境衛生関係機器の製造及び販売
(8) 建築物、建築設備の保守管理、警備及び清掃業務	(8) 建築物、建築設備の保守管理、警備及び清掃業務
(9) 建物セキュリティシステムの開発、設計、施工、販売及び保守	(9) 建物セキュリティシステムの開発、設計、施工、販売及び保守
(10) 労働者派遣事業 (新 設)	(10) 労働者派遣事業
(11) 前各号に附帯する事業	(11) <u>前各号に関するコンサルティング業務</u>
	(12) 前各号に附帯する事業

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 当会社の株式に関する取扱い、<u>株主の権利行使手続き</u>及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	木村 信也 (昭和19年6月12日生)	昭和45年4月 日本電信電話公社入社 平成7年6月 日本電信電話(株)不動産開発推進部建築企画室長 平成9年7月 エヌ・ティ・ティ都市開発(株)取締役ビルサービス本部統括部長 平成13年6月 同社代表取締役常務首都圏支店長 平成14年7月 同社代表取締役常務ビルサービス本部長 平成16年6月 当社代表取締役社長 平成18年6月 当社社長執行役員代表取締役社長東京本店長 現在に至る	18,759株
2	宇垣 義昭 (昭和24年11月23日生)	昭和47年4月 日本電信電話公社入社 平成11年7月 日本電信電話(株)監査役室長兼第四部門担当部長 平成13年6月 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西取締役経理部長 平成14年7月 同社取締役財務部長 平成16年6月 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ常務取締役財務部長 平成17年6月 同社取締役常務執行役員財務部長 平成18年6月 当社副社長執行役員代表取締役副社長 現在に至る	9,685株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
3	久保田 敏 也 (昭和20年2月16日生)	昭和42年4月 当社入社 平成5年7月 当社設計積算室長 平成12年6月 当社取締役設計積算室長 平成13年8月 当社取締役大阪支店副支店長 平成14年10月 当社取締役東北支店長 平成16年6月 当社常務取締役東京本店副本 店長兼工事本部長 平成17年7月 当社常務取締役東京本店都市 設備本部長 平成18年6月 当社常務執行役員取締役東京 本店副本店長兼都市設備本部 長 現在に至る	17,802株
4	篠 田 易 男 (昭和24年10月2日生)	昭和47年4月 ㈱住友銀行入行 平成8年10月 同行マドリード支店長兼バル セロナ支店長 平成11年5月 同行麹町法人部長 平成13年4月 当社入社、営業本部副本部長 平成13年6月 当社取締役営業本部副本部長 平成13年8月 当社取締役東京本店営業本部 副本部長 平成17年7月 当社取締役東京本店都市設備 本部副本部長 平成18年6月 当社常務執行役員取締役都市 設備本部副本部長 平成19年6月 当社常務執行役員取締役企画 部長 現在に至る	8,174株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
5	加 藤 敏 (昭和21年9月24日生)	昭和44年4月 日本電信電話公社入社 昭和62年7月 日本電信電話(株)企業通信シス テム事業本部中部営業部長 平成6年6月 エヌ・ティ・ティ・リース(株) 取締役営業第四部長 平成8年6月 同社取締役東海支店長 平成14年7月 同社取締役監査部長 平成16年6月 当社取締役名古屋支店長 平成18年6月 当社執行役員取締役名古屋支 店長 現在に至る	5,869株
6	福 木 盛 男 (昭和24年11月24日生)	昭和51年4月 日本電信電話公社入社 平成5年7月 日本電信電話(株)関西支社設備 企画部不動産企画室長 平成11年1月 (株)エヌ・ティ・ティ・ファシ リティーズ建築事業本部都 市・建築設計事業部設備設計 部長 平成15年6月 同社建築事業本部都市・建築 設計事業部設備エンジニアリ ング部長 平成16年4月 当社入社、特別参与東京本店 営業本部副本部長 平成16年6月 当社取締役東京本店営業本部 副本部長 平成17年7月 当社取締役東京本店N T T本 部長 平成18年6月 当社執行役員取締役東京本店 副本店長兼N T T本部長 現在に至る	5,869株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
7	上村 安而 (昭和21年8月19日生)	昭和44年4月 当社入社 平成6年7月 当社工事本部第3工事部長 平成11年7月 当社九州支店工事部長 平成15年7月 当社東京本店設計・技術本部長 平成17年7月 当社東京本店都市設備本部営業部門長 平成18年6月 当社執行役員東京本店都市設備本部企画部門長 平成19年6月 当社執行役員取締役東京本店統括部長 現在に至る	8,054株
8	岩田 英昭 (昭和19年9月11日生)	昭和43年4月 日本電信電話公社入社 平成4年7月 日本電信電話(株)不動産開発推進部担当部長 平成6年7月 同社グループ企業推進本部企画部担当部長 平成8年6月 (株)エヌ・ティ・ティ・建築総合研究所取締役技術開発部長 平成11年6月 同社常務取締役西日本担当関西事務所長 平成12年6月 同社代表取締役社長 平成14年6月 当社取締役 現在に至る 平成18年6月 (株)エヌ・ティ・ティ・建築総合研究所顧問 平成19年4月 (株)N T T ファシリティーズ総合研究所顧問 現在に至る	0株
9	鎮西 俊一 (昭和21年11月14日生)	昭和58年4月 弁護士登録、紀尾井町法律事務所入所 平成9年9月 仙谷・石田法律事務所(現石田・鎮西法律事務所)入所 現在に至る 平成18年6月 当社取締役 現在に至る	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
10	野 呂 秀 夫 (昭和24年6月30日生)	昭和49年4月 当社入社 平成10年7月 当社工事本部第1工事部長 平成13年8月 当社東京本店工事本部第1工 事部長 平成15年7月 当社東京本店工事本部副本部 長 平成17年4月 当社東京本店営業本部副本部 長 平成17年7月 当社東京本店都市設備本部副 本部長 平成18年6月 当社執行役員広島支店長 現在に至る	11,138株

(注) 1. 岩田英昭、鎮西俊一の両氏は、社外取締役の候補者であります。

2. 社外取締役候補者の選任理由

候補者岩田英昭氏につきましては、他の会社の経営経験があり、その経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者鎮西俊一氏につきましては、法律に精通した弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

3. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数

候補者岩田英昭氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年であります。

候補者鎮西俊一氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。

4. 所有する当社の株式の数には、役員持株会名義で所有する持分株式数を含んでおります。

第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役松崎和臣氏は辞任いたします。また、監査役松本充弘及び佐藤 誠の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者小塚埜武壽氏は、監査役松崎和臣氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任される同監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	松本充弘 (昭和15年11月17日生)	昭和38年8月 大恵工事㈱入社 昭和41年7月 合併により当社へ入社 平成4年6月 当社取締役営業本部副本部長 平成13年8月 当社取締役東京本店営業本部長 平成14年6月 当社常務取締役東京本店営業本部長 平成15年7月 当社常務取締役東京本店副本店長 平成16年6月 当社監査役 現在に至る	18,000株
2	佐藤 誠 (昭和18年6月22日生)	昭和41年4月 日本電信電話公社入社 平成3年7月 日本電信電話㈱グループ事業推進本部不動産部長 平成5年4月 エヌ・ティ・ティ・データ通信㈱経理部長 平成7年6月 同社取締役総務部長 平成9年6月 同社常務取締役東海支店長 平成11年6月 ㈱エヌ・ティ・ティ・データ代表取締役副社長 平成15年6月 共立建設㈱代表取締役社長 現在に至る 平成16年6月 当社監査役 現在に至る (他の法人等の代表状況) 共立建設㈱代表取締役	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
3	小塚 埜武壽 (昭和17年7月16日生)	昭和41年4月 東海銀行入行 昭和44年9月 監査法人朝日会計社入社 昭和48年4月 公認会計士・税理士登録 小塚会計事務所所長 昭和61年3月 有限会社事業承継コンサルタント代表取締役 現在に至る 平成4年1月 御苑会計事務所筆頭代表パートナー 現在に至る 平成13年8月 日本ビルフェンド投資法人監督役員 平成19年3月 同投資法人監督役員退任 (他の法人等の代表状況) 有限会社事業承継コンサルタント代表取締役 御苑会計事務所筆頭代表パートナー	0株

(注) 1. 候補者佐藤 誠及び小塚埜武壽の両氏は、社外監査役の候補者であります。

2. 社外監査役候補者の選任理由

候補者佐藤 誠氏につきましては、(株)エヌ・ティ・ティ・データ代表取締役副社長、共立建設(株)代表取締役社長を歴任し、経営者としての豊富な経験と経営に関する高い見識があり、その経験と見識を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

候補者小塚埜武壽氏につきましては、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その幅広い知識と見識を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

3. 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数

候補者佐藤 誠氏の当社社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任されます取締役渥美静夫氏及び辞任されます監査役松崎和臣氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める規定の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その金額、時期、方法等は退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
渥美静夫	平成12年6月 当社取締役 平成16年6月 当社常務取締役 平成18年6月 当社常務執行役員取締役 現在に至る
松崎和臣	平成15年6月 当社監査役 現在に至る

＜株主提案（第6号議案及び第7号議案）＞

第6号議案及び第7号議案は、株主からのご提案によるものであります。
なお、提案株主（1名）の有する議決権の数は318個であります。

第6号議案 剰余金追加配当の件

（I）議案(1)

下記剰余金を追加で配当するものとします。

（i）配当財産の種類

金銭

（ii）1株当たり追加配当額

金32.5円から第43回定時株主総会に当社取締役会が提案し同総会で承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（以下この金額を「1株当たり追加配当額」といいます。）。これにより中間配当金（1株につき7.5円）とあわせて年間配当金は1株につき40円となります。

（iii）配当財産の割当てに関する事項

普通株式1株につき、1株当たり追加配当額を、平成20年3月31日（以下「割当日」といいます。）現在の当社普通株主（実質株主を含みます。）に支払うものとします。但し、当社が、剰余金追加配当の基準日を平成20年6月30日と定めた場合、割当日は平成20年6月30日と読み替えます。

（iv）配当金額（帳簿価額）の総額

（a）1株当たり追加配当額に（b）割当日現在の当社発行済普通株式総数（自己株式を除く）を乗じて算出した金額（以下この金額を「追加配当総額」といいます。）

（v）剰余金の追加配当が効力を生ずる日

平成20年6月30日。但し、その支払い期限は平成20年9月30日とします。

第7号議案 自己株式取得の件

(II) 議案(2)

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に当社普通株式を株式総数150万株、取得価額の総額15億円（ただし、会社法により許容される取得価格の総額（会社法461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価格の総額の上限となる金額）を限度として取得することとします。

第6号議案及び第7号議案の提案理由

本提案は、当社がエンジニアリング会社としての中核事業に相応しいバランスシートを維持すべきであり、必要性を超えた余剰資本は株主に返還すべきであるという考えに基づくものです。

まず、1株当たりの年間配当金を（7.5円の間配当金とあわせて）40円にすることにより、当社が今後、更なる増配に努め、これ以上の余剰資金の蓄積を防ぐことを図っています。

平成19年末現在、当社の総資産の62%に相当する約435億円が、現金、有価証券及び政策株式を含めた投資有価証券（以下「金融資産」といいます。）で構成され、その大半は、エンジニアリング会社としての当社の業務に関連しません。運転資金、事業関係強化のための政策株式投資並びに将来的な新規事業投資に必要とされる資本を考慮した上でも、現在の金融資産の規模はエンジニアリング事業が正当に必要とする金額をはるかに超えています。

また、当社が金融資産から得ている収益率は1.5%未満と極めて低く、資本コストを大きく下回り、依然として改善される傾向がございません。

次に、自社株買いは、過剰資本の段階的な解消を目的としており、取得された自社株はその速やかな消却が望まれます。最大150万株の自社株買いは、当社の事業に対する経営陣の強い信念の表明ともなり、全株主にとって有益であると考えています。

以上に対して、将来の戦略投資等の可能性ゆえに多額の余剰資本を確保する必要性、余剰資本の適正規模並びに当資本に求められる収益性などにつき、2006年に発表された中期的経営計画等を通じて株主に対して十分な説明がなされたとはいえません。当該投資等につき経済的に正当化できるものであれば、その機会が現実化した際に、資本市場から必要資金を調達することも可能であると考えます。将来発生するかもしれない事由に備えて、明らかに余剰な金融資産を維持することは株主利益に反するものです。

なお、本提案が可決された場合、約20億円の剰余金の追加株主還元となり、当社の金融資産を約410億円程度まで減少させますが、還元後も、当社の総資産の61%前後は金融資産で構成され、当社の事業活動を支えながら成長機会を追求するために十分な比率の金融資産を含むものと考えます。

(会社注) 以上は、株主から提出された株主提案書の提案内容及び提案理由をそのまま記載したものです。

<株主提案に対する当社取締役会の意見>

取締役会としては、第6号議案及び第7号議案に反対いたします。

○株主提案に対する当社の考え方

今回の株主のご提案は、当社の金融資産が過大であるとして、当社が提案する期末配当（1株当たり17.5円）を含めて1株当たり32.5円となるよう、剰余金の追加配当を求めるとともに、会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に当社普通株式について株式総数150万株、取得価額の総額15億円を限度として自己株式の取得を求めるものとなっております。

この株主提案に対し、当社取締役会は以下の考え方により反対いたします。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題として位置付け、長期にわたり安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、業績に見合った成果の配分を積極的に行うことを基本方針とし、当面、当社の内部留保等を勘案し、年間配当金の下限を1株当たり15円の普通配当とし、単独ベースでの配当性向を60%とすることを平成19年3月期以降の新たな目標としております。

なお、平成19年度については東京証券取引所への上場30周年にあたりますことから、これを記念して平成20年3月期の年間配当金について15円の普通配当（うち中間配当金7円50銭）に加え、10円の記念配当を実施し、25円とする予定であります。

これにより連結ベースでの同期の配当性向は100.6%、同期の純資産配当率は1.7%となります。また単独ベースでの同期の配当性向は227.0%、同期の純資産配当率は2.4%となります。

加えて、資本効率向上の観点から、自己株式の取得・消却についても機動的に取り組んでおります。平成19年度においても、株式数で32万3千株、取得価額で総額2億59百万円の自己株式を取得、過去の取得分も含めて100万株の株式を消却しております。これにより、連結ベースの当期純利益に対する総還元性向は129.2%となります。

建設業界は、長期的には建設投資額の減少が懸念され、マーケットの大きな拡大は望めないものと判断しております。このような環境の中で、当社の長期的な成長シナリオとしては、「高付加価値型のビジネスモデルへの拡大」を最大のテーマとしております。

当社では、このような認識をベースに、平成19年度を初年度とし平成22年度までの4年間の事業運営に関する「第3次中期経営計画」を策定し、現在その目標達成に向け総力を挙げて取り組んでおります。この中期経営計画は、既存事業については「持続的キャッシュ創出の基盤固め」を行いつつ、新規事業については「成長の牽引力の発掘・育成」を実現し、その成果について、当社を取り巻くステークホルダー間のバランスに配慮しつつ、株主、社員等に還元するとの基本方針を示すものであります。

第一に、本中期経営計画において「持続的キャッシュ創出の基盤固め」に向けて根幹となる既存事業の強化にあたっては、事業上の政策投資を有効に活用することが必要となってきます。これは、施主からの直接的な受注機会を増やすことによる既存事業の基盤強化あるいは関係会社等への出資による投資利益の獲得等、業績の拡大を図るものでございます。

また当社の属する建設業界では、売上が第4四半期に集中する傾向がある等、資金需要の季節的変動が激しいこともあり、事業の安定的な遂行あるいは官公庁等からの安定的な受注獲得のために、運転資金を確保し、財務の健全性を維持することは極めて重要なことであると考えます。即ち、高い信用力を保持することが業務遂行の観点から必要不可欠であり、そのために安定した財務基盤を維持しておくことが当社にとって非常に重要であるとの考えに立つものでございます。

第二に、本中期経営計画における、成長のための新規事業戦略につきましては、外部資源の活用等により、当初の計画に沿って、①ビルオートメーション・セキュリティ分野、②ビルメンテナンス事業、③環境エネルギー分野、等に積極的に取り組んでいる状況でございます。

具体的には、当社開発の製品（NASC A）等によるセキュリティ事業における市場の拡大であり、将来の事業基盤を強化することを目的として実施したビルメンテナンス事業での資本業務提携等でございます。

また、建設業界の将来を展望した場合は、外部資源をより積極的に活用していくために相応の戦略的資金を手元資金として確保しておくことも重要であると考えます。

以上のとおり、現在の経営環境を鑑みますと、政策投資を有効に活用し、資本業務提携等を進め、同時に、将来の事業拡大等の中長期的な資金需要に向けて十分な備えをすることが、競争力を維持・強化し、収益力を向上させるために必要であり、「必要かつ十分な内部留保」を確保した上で、「適切な株主還元」を安定的にバランスよく実施するということが肝要であると考えます。

今回の株主による提案内容は、連結ベースの当期純利益の3.3倍を剰余金の配当及び自己株式の取得に当てることを求めるものとなっております。これは、前述した「必要かつ十分な内部留保」を確保した上で、「適切な株主還元」を安定的に実施していくという当社の基本的な考え方に反するものであります。また事業環境が必ずしも安定的ではない建設業界において、今後の事業計画及び業績見通し、中長期的な投資の機会等を考慮すると、当社の中期経営計画の基本方針に照らして適切でないと考えております。

当社としては、現状の配当及び自己株式取得に関する方針に沿って「適切な株主還元」を安定的に実施していきたいと考えており、これにより、株主・投資家の皆様のご理解を賜り、当社株式を中長期で継続保有していただきたいと考えております。

最後に、自己株式の取得については、当社は、6月27日開催予定の定時株主総会終了後11月10日までに、株式総数100万株、取得価額の総額10億円をそれぞれ上限とした取得を行う予定としております。これを前提とした場合、年間15円の普通配当と合わせた平成20年度の総還元性向は期初の業績見通しベースで128.7%程度となります。

前述の通り、当社の年間の売上高は第4四半期に集中する傾向があるため、通期の業績及びそれによって決定されるべき年間の株主還元の金額を期初時点において見通すことは難しい面があります。したがって、株主の自己株式取得に関するご提案（株主総会による自己株式取得枠の設定）は、当社が機動的に自己株式の取得を行う観点からは必ずしも効果的ではないと考えます。当社としては、下期の業績あるいは資産の効率運用等を考慮しつつ、機動的に自己株式の取得・消却を実施していきたいと考えております。

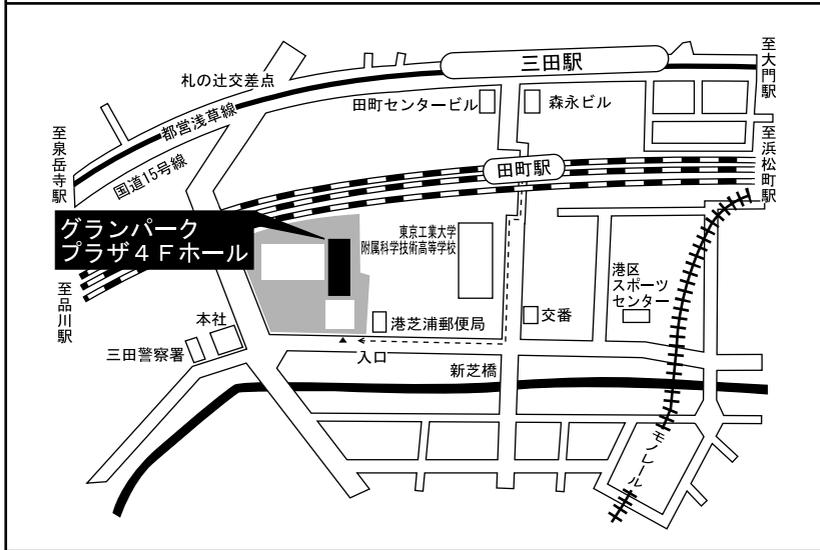
なお、株主のご提案のうち第6号議案(iii)において、剰余金追加配当の基準日に関する記述がありますが、当社として、剰余金追加配当の基準日を平成20年6月30日と定める予定はございません。

以 上

(メ 毛)

(メ 毛)

株主総会会場ご案内図



場 所 東京都港区芝浦三丁目4番1号
グランパーク プラザ 4 F ホール
☎03 (5441) 2163
(1 F の流水書房が目印)

交 通 (JR)
田町駅芝浦口から徒歩5分
(地下鉄)
都営浅草線・三田線三田駅A4出口から徒歩7分